

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品、一般用医薬品の定義及びこれらに関する解説	要指導医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの。		
	第1類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの。(要指導医薬品を除く)		
	指定第2類医薬品 第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第1類医薬品を除く)。(リスクが比較的高い医薬品)その中でも、相互作用や患者背景等の条件によって、健康被害のリスクが高まるものや、依存性・習慣性のある成分などは「指定第2類医薬品」として区別しています。「してはいけないこと」の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください。		
	第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。比較的风险が低く、日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調不調が起こるおそれがある医薬品。		
要指導、第1類、第2類、第3類医薬品の表示に関する解説	個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。「要指導医薬品」、一般用医薬品のリスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品を(指定第2類医薬品といいます)については、二の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。			
要指導、第1類、第2類、第3類医薬品の情報の提供に関する解説	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う新たな専門家です。			
	医薬品のリスク分類	質問がなくても行う情報提供	相談があつた場合の応答	対応する専門家
	要指導医薬品	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います		薬剤師
	第1類医薬品		相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します	
	第2類医薬品	適正使用のため必要な情報の提供に努めます		薬剤師又は登録販売者
	第3類医薬品			
要指導、第1類、第2類、第3類医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品	要指導医薬品陳列区画に空箱を陳列しています。また、その陳列棚にも表記をしています。		
	第1類医薬品	第1類医薬品陳列区画に空箱を陳列しています。また、その陳列棚にも表記をしています。		
	指定第2類医薬品	指定第2類医薬品を、新構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から7メートル以内の範囲に陳列します。		
	第2類、第3類医薬品	第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。また、その陳列棚にも表記をしています。		

* 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	[医薬品被害救済制度]
	<p>医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html</p> <p>救済制度相談窓口 0120-149-931(9:00~17:30)</p>